国会事項

衆議院

議案送付
四月三日参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。
裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

質問書提出
四月三日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
イラク復興支援特措法に基づいて派遣された陸上自衛隊の日報問題に関する質問主意書（**逢**坂誠二提出）
加計グループの専修学校が開校前に廃止となったことに関する質問主意書（初鹿明博提出）
子どもの貧困対策に関する質問主意書（長尾秀樹提出）

答弁書受領
四月三日内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員初鹿明博提出原子力規制委員会によるモニタリングポスト撤去に関する質問に対する答弁書
衆議院議員**逢**坂誠二提出国家公務員法第十七条でいう人事行政に関する事項の調査に関する質問に対する答弁書
衆議院議員初鹿明博提出放送法第四条撤廃に関する質問に対する答弁書

参議院

議事日程
四月四日の議事日程は次のとおり。
議事日程　第十一号
平成三十年四月四日（水曜日）
午前十時開議
第一　外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

議案受領
四月三日衆議院から次の内閣提出案を受領した。
裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（閣法第一〇号）

答弁書受領
四月三日内閣から次の答弁書を受領した。
参議院議員川田龍平提出意思決定支援等を行う者に対する研修の実施に関する質問に対する答弁書（第五〇号）

報告書提出
四月三日委員長から次の報告書を提出した。
外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第四号）審査報告書

人事異動

宮内庁

（管理部長）内閣府事務官　坪田　眞明
平成三十一年三月三十一日まで勤務延長する
（管理部大膳課長）同　牛久　豊
（京都事務所次長）同　津田　勝博
定年退職（各通）
（御料牧場長）内閣府技官　鈴木　稔
農林水産省へ出向させる（以上三月三十一日）
（長官官房総務課報道室長）内閣府事務官　中井　庸靖
管理部大膳課長に昇任させる
（侍従職事務主管補佐）同　佐伯　求庸
長官官房総務課報道室長に昇任させる　元村　聡
内閣府技官（御料牧場長）に採用する
（京都事務所庶務課長）内閣府事務官　小川　明彦
京都事務所次長に昇任させる（以上四月一日）

公正取引委員会

（経済取引局取引部企業取引課下請取引調査室長）内閣府事務官　小菅　英夫
平成三十年三月三十一日限り定年退職（三月三十一日）
検事　前田早紀子
審判官（公正取引委員会事務総局審判官）を命ずる
（官房審議官（国際担当））内閣府事務官　山田　弘
官房政策立案総括審議官に昇任させる
官房審議官（国際担当）に併任する
（審判官）同　酒井　紀子
官房総務課訟務研究官に配置換する
（官房総務課審決訟務室長）同　横手　哲二
官房総務課に併任する
（官房総務課監査官）同　河野琢次郎
官房総務課企画官に配置換する
（審査局管理企画課課徴金減免管理官）同　下津　秀幸
官房国際課企画官に配置換する
（北海道事務所長）同　内田　朗義
経済取引局取引部企業取引課下請取引調査室長に転任させる
（官房総務課企画官）同　山本　慎
審査局管理企画課課徴金減免管理官に配置換する
（近畿中国四国事務所総務管理官）同　**齋**藤　隆明
審査局管理企画課上席審査専門官に転任させる
（審査局管理企画課上席審査専門官）同　三浦　文博
北海道事務所長に転任させる
（近畿中国四国事務所総務課長）同　山下　剛
近畿中国四国事務所総務管理官に昇任させる
検事　渡**邉**　明子
審判官（公正取引委員会事務総局審判官）を免ずる（以上四月一日）

警察庁

（石川県警察本部警務部長）警視正　小野　宏樹
中国管区警察学校長を命ずる（三月二十七日）

復興庁

（統括官付参事官）復興事務官　野口　健
文部科学省に出向させる（三月三十一日）
（文部科学省大臣官房付）文部科学事務官　早川　俊章
復興事務官（統括官付参事官）に任ずる
（国土交通省大臣官房付）国土交通技官　重高　浩一
復興事務官（岩手復興局次長）に転任させる
（岩手復興局次長）復興事務官　遠藤　和重
国土交通省に出向させる
（福島復興局次長）同　田中耕太郎
（経済産業省大臣官房付）経済産業技官　大橋　良輔
（国土交通省大臣官房付）国土交通技官　河村　賢二
（経済産業省大臣官房付）経済産業技官　紺野　貴史
（農林水産省大臣官房付）農林水産技官　森山　信弘
統括官付参事官の併任を解除する（各通）（以上四月一日）

皇室事項

御祝電
天皇皇后両陛下は、トンガ国国王王妃両陛下の王孫御誕生につき、四月二日同国国王王妃両陛下へ御祝電を発せられた。
天皇陛下は、セネガル国の独立記念日につき、四月三日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁事項

官庁報告

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第三十三条第二項の規定により、日本貸金業協会より届出があったので、同法第四十一条の十二第四号の規定により公示する。
平成三十年四月五日
金融庁長官　森　信親
貸金業法第二十七条第一項第二号に掲げる事項の変更
日本貸金業協会支部所在地の変更

支部名	変更前	変更後	変更日（曜日）
茨城県支部	茨城県水戸市三の丸一丁目4番73号	茨城県水戸市南町一丁目2番27号	平成30年3月14日（水）

以上